

一般財団法人  
鹿児島陸上競技協会

定款・細則・規程等集



一般財団法人 鹿児島陸上競技協会

令和6年3月

# 一般財団法人 鹿児島陸上競技協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人鹿児島陸上競技協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、鹿児島県の陸上競技界を統轄し、代表する団体として本県の陸上競技の普及と振興並びに競技力の向上を図り、県民の健康の維持増進及び青少年の健全育成並びにスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及・振興に関する事。
- (2) 陸上競技の競技力の向上に関する事。
- (3) 陸上競技の指導者の養成に関する事。
- (4) 陸上競技の全国大会等への代表選手の選定及び派遣に関する事。
- (5) 陸上競技の調査・研究に関する事。
- (6) 陸上競技の県内大会及びその他の競技会並びに記録会を開催し、又支援する事。
- (7) 陸上競技の審判員の養成及びその資格認定に関する事。
- (8) 陸上競技の施設及び用器具の検定に関する事。
- (9) 陸上競技の記録の公認申請を行う事。
- (10) その他、この法人の目的達成のために必要な事業を行う事。

### (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 加 盟

(加盟する団体)

第6条 この法人は、鹿児島県の陸上競技界を統轄し、代表する唯一の団体として公益財団法人日本陸上競技連盟及び九州陸上競技協会並びに財団法人鹿児島県体育協会に加盟する。

2 この法人は、各競技団体が定める加盟金又は分担金を毎年支払う。

### 第4章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第7条 この法人の設立者の氏名又は名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	鹿児島陸上競技協会	会長	玉川 哲生
住 所	鹿児島市鷹師一丁目5番地の4		
拠出財産及びその価額	現金	50万円	

設立者	公益財団法人日本陸上競技連盟	代表理事	河野 洋平
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号		
拠出財産及びその価額	現金	250万円	

(基本財産)

第8条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産を持って構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保にしようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類の内、第1号・第2号・第3号・第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 評議員及び評議員会

### 第 1 節 評 議 員

(評議員)

第 12 条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として再任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数を欠くに至ったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

## 第 2 節 評 議 員 会

### (構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第 17 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (招集時期)

第 18 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時評議員会は、必要ある場合に招集する。

### (評議員による招集請求等)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第 20 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

### (定足数)

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することはできない。

### (決議)

第 22 条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段において議長は評議員として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び当該会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

#### (評議員会規則)

第24条 評議員会の運営に必要な事項は、法令この定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員及び理事会

### 第1節 役員

#### (役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上40名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち、副会長3名以内、理事長1名、副理事長3名以内、常務理事を10名以内置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互に兼務することはできない。

#### (役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 代表理事及び業務執行理事は、職務の執行状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況調査をすることができる。

（役員任期）

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数を欠くに至った時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第30条 理事又は監事が、次の各号の一に該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で議決する前にその役員に弁解の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えな

いと認められるとき

- 2 前項の理由で監事を解任する場合には、一般法人法第 189 条第 2 項一により 3 分の 2 以上の決議を必要とする。
- 3 理事又は監事は、一般法人法第 65 条第 1 項に規定する者に該当するに至ったときは、理事又は監事としての地位を失う。

(役員報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

## 第 2 節 理 事 会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催及び種類)

第 34 条 理事会は、通常理事会として毎年 3 月及び 4 月に開催するほか、臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をも



- って行う、ただし可否同数のときは議長の採決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第 39 条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

- 第 42 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 7 章 専門部

(専門部)

- 第 43 条 この法人の事業遂行のため、理事会の承認を経て専門部を設けることができる。
- 2 専門部の運営細則は別に定める。

## 第 8 章 特別委員会

(特別委員会)

- 第 44 条 この法人の事業遂行のため理事会の承認を得て特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会の規定は別に定める。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第45条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置き、理事会の承認を得て、会長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

### (剰余金の処分制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

### (解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 附 則

### (委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

### (最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時評議員)

第 52 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

菊永 寛恵  
山下 浩  
久松 啓伸

飯千 明  
福満 隆徳  
福山 芳臣

(設立時役員)

第 53 条 この法人の設立時理事，設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

本坊 修  
前村 悟  
山方 博文  
西原 正美  
大村 一光  
新開 浩一  
栗毛野 信一  
山崎 徹  
橋元 幸公  
立山 良三  
竹之内 宏  
宮下 克己  
太田 敬介  
増田 久  
大友 富照  
鈴木 和彦  
米盛 誠  
和田 幸夫  
松田 純治

盛田 久生  
妻鹿 功  
瀬戸口 良一  
福永 一則  
中原 浩二  
高山 克司  
麻生 貴宣  
吉浦 知子  
橋口 光秀  
松下 香一郎  
瓜田 吉久  
大瀬 克広  
内田 大介  
吉元 隆  
久保 啓昭  
橋元 重三  
田中 行夫  
津曲 元  
森山 武久

(2) 設立時代表理事

本坊 修

(3) 設立時監事

植松 寧治

田中 利枝

(法令の準拠)

第54条 定款に定めない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

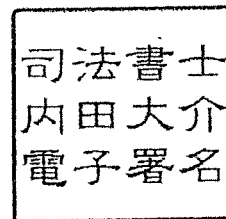
以上、一般財団法人鹿児島陸上競技協会を設立するため、設立者鹿児島陸上競技協会及び公益財団法人日本陸上競技連盟の定款作成代理人である司法書士内田大介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成25年4月21日

設立者 鹿児島陸上競技協会  
会長 玉川 哲生

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟  
代表理事 河野 洋平

上記発起人の定款作成代理人  
鹿児島市鴨池新町1番3号  
司調センタービル21号  
司法書士 内田大介



# 一般財団法人 鹿児島陸上競技協会定款細則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 定款第50条に基づき、本協会の組織運営に関する事項を規定する。

## 第2章 組 織

### (組 織)

第2条 この法人は、県内の地区を代表する陸上競技団体(以下「加盟団体」という。)及び本協会と目的を共にする関係団体(以下「協力団体」という。)並びに本協会の目的に賛同する関係機関・団体・個人をもって構成する。

## 第3章 評議員及び理事

### (評議員及び理事の推薦)

第3条 定款第12条に定める評議員及び定款第25条に定める理事は、次のような団体及び個人の中から推薦し、その要員は別表1を基本とする。

- (1) 加盟団体地区理事長及び協力団体理事長等
- (2) 学識経験者
- (3) 特に代表理事が推薦する者

### (選任及び委嘱)

第4条 評議員及び理事は、評議員会の決議により選任し、定款第25条第2項に定める会長が委嘱する。

### (改選期における理事等の選出及び手続き)

第5条 改選期における理事等の選出に関しては、別に定める理事等推薦委員会が候補の選考を行い、理事会及び評議員会に推薦するものとする。

- 2 改選期における業務の円滑な推進及び運営体制を事業年度が始まる4月1日から整えるために、3月末までに臨時評議員会を開催し、理事等を選任する。
- 3 臨時評議員会で決議された理事等について、4月の人事異動等で止むを得ない状況が生じた時は、定時評議員会に報告することで選任することができるものとする。ただし、その場合は若干名とする。
- 4 任期途中で理事等に欠員が生じて、業務の推進や運営等に支障を来すような状況が起きた場合も、この条項を準用することができる。

## 第4章 役 員

### (会 長)

第5条 定款第25条第2項に定める会長は、本協会の業務を総理する。

### (副会長)

第6条 定款第25条第2項に定める副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (理事長)

第7条 定款第25条第2項に定める理事長は、理事会の決議に基づき、法人の業務を掌理する。

#### (副理事長)

第8条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を代理する。

#### (常務理事)

第9条 常務理事は、各専門部の部長をもって充て、担当の業務を執行する。

#### (理事長室員)

第10条 理事長の業務を補佐するために、理事長室員を置くことができる。

2 理事長室員は、所定の業務を推進し、関係機関・団体との渉外や連絡調整等にあたる。

#### (定年)

第11条 評議員、理事に定年を設ける。

2 理事長、副理事長、常務理事、理事長室員のその年齢は、就任時において原則として満70歳未満とし、任期中にその年齢を迎えたときは、当該任期が満了するときまでとする。

3 評議員、前項以外の理事は、就任時において原則として満75歳未満とし、任期中にその年齢を迎えたときは、当該任期が満了するときまでとする。

4 監事、名誉会長、顧問、参与はこれを定めない。

### 第5章 名誉会長及び顧問並びに参加

#### (名誉会長等)

第12条 この法人に名誉会長及び名誉顧問・顧問並びに参加を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問及び相談に応じる。

4 名誉顧問・顧問は、本協会の会長、副会長、理事長等の役員を務め、本協会の発展に貢献のあった者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

5 名誉顧問・顧問及び参加は、本協会の運営を支援するとともに、顧問等は会長及び理事会の諮問に応じるものとする。

6 本協会の運営等に関して広く意見を聞くために、必要に応じて顧問や参加等との情報交換会を行うものとする。

7 名誉会長及び名誉顧問・顧問並びに参加の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

8 名誉会長、名誉顧問・顧問、参加は無報酬とする。

### 第6章 常務理事会・専門部会及び特別委員会

#### (常務理事会)

第13条 理事長、副理事長、常務理事は、業務を計画的、円滑に遂行するために、定期的に常務理事会を開催する。

2 常務理事会は、理事長が招集する。

3 常務理事会に、協力団体及び所要の関係者を加えることができる。

#### (専門部会)

第14条 定款第43条に定める専門部及び事務分掌は、別表2のとおりとし、部長(1名)、係長(若干名)、係員により構成する。また、必要に応じて、若干名の副部長を置くことができる。

2 専門部の部長は、理事の中から理事長が推薦し、副部長及び係長並びに部員は、部長が推薦して理事会に報告する。

- 3 部長は各専門部を代表して、その任務の遂行について責任を負い、副部長は部長を補佐し、係長は各係の業務を掌る。
- 4 部会は必要に応じて開くことができる。部会は部長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 専門部の係長や部員等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 6 専門部の部長及び副部長並びに係長、部員は、会長が委嘱する。
- 7 理事長・副理事長及び事務局長は、部会に出席して意見を述べることができる。

#### (特別委員会)

第15条 定款第44条に定める特別委員会は、別表3のとおりとし、特定の事項の審議、研究の機関とする。

- 2 各委員会に委員長及び副委員長を置き、その運営は第14条の関係の各項を準用する。

## 第7章 会 計

#### (経 費)

第16条 本協会の運営に要する経費は、定款第7条に定める評議員会で議決した次の財産をもって支弁するものとする。

- (1) 登録料
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 委託金・助成金・補助金
- (5) 分担金
- (6) その他の収入

#### (登録料)

第17条 競技者及び公認審判員は、毎年協会が別途定める登録料をそえて登録しなければならない。なお、その額は、理事会の承認を経るものとする。

#### (分担金)

第18条 加盟団体の分担金は別途定めるものとし、その額は、理事会の承認を経るものとする。

#### (還元金)

第19条 本協会は、加盟団体に対して、理事会で定める還元金を交付する。

#### (特別会計)

第20条 本協会は、必要に応じて理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

特別会計から生じた利益又は剰余金の管理・運営については、別に定める。

## 第8章 事 務 局

#### (事務局)

第21条 定款第45条第3項に定める事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、この法人の事務を処理する。

- 2 事務局長及びその他の職員は、会長が委嘱する。
- 3 事務局長は、理事長のもとで局務を掌理する。事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言をすることができる。
- 4 事務局員は、事務局長のもとで所定の業務に従事する。

## 第9章 コンプライアンスの徹底

### (陸上競技人としての自負と矜持の保持及びコンプライアンスの徹底)

第22条 本協会に所属するものは、陸上競技人としての自負と矜持を保持するとともに、公平・公正な態度の涵養に努め、コンプライアンスの徹底を期すものとする。

2 本協会の組織及び競技会の運営に与る活動は、尊い社会貢献活動の一環であることをお互いに理解、認識して、審判員としての技術の練磨や研鑽に励むとともに、指導力の向上に努めるものとする。

3 青少年の指導にあたる者は、この定款3条に謳う、青少年の健全育成に寄与する活動であることを理解し、スポーツ教育の観点に立った指導や活動等の推進に努めるものとする。

4 組織を利用した営利的及び政治的並びに宗教的活動は、厳に慎むものとする。

## 第10章 附 則

### (施行期日)

第23条 本細則は、平成25年4月29日から施行する。

なお、昭和21年6月15日設立を規程した本協会の規約は、一般財団法人定款施行に伴い廃止する。

一部改正・施行 平成27年5月9日

一部改正・施行 令和3年3月20日



【別表 2】各専門部と事務分掌(第14条関係)

専門部名	係名	担 当 事 務 分 掌
総務部	企画係	(1) 鹿陸協事業の企画に関する事 (2) 広報に関する事
	庶務係	(1) 諸会議の企画・招集に関する事 (2) 加盟団体及び関係機関との渉外に関する事 (3) 各専門部との連絡調整に関する事 (4) コンプライアンスやパワハラ・セクハラなどの相談に関する事
財務部	会計係	(1) 登録料、競技会参加申込料、寄附金、事業収益金等の受領に関する事 (2) 各競技会の会計処理、収支決算書及び予算案の作成に関する事 (3) 補助金等の申請、受理及び清算に関する事
	備品係	(1) 必要備品の購入に関する事 (2) 鹿陸協財産及び備品管理・保管に関する事
競技部	競技企画係	(1) 競技日程の企画・編成、連絡調整に関する事 (2) 競技会の企画及び運営方針の策定、実施に関する事 (3) 日本陸連への競技会開催の公認申請に関する事 (4) 競技会のプログラム編成及び連絡調整に関する事
	庶務係	(1) 競技者の登記・登録及び名簿作成、登録料の徴収に関する事 (2) 競技会参加申込の受付及び参加申込料の徴収に関する事 (3) 競技部の渉外・連絡調整に関する事
強化部	強化係	(1) 強化選手・団体に関する事 (2) 強化選手の指導に関する事 (3) 指導者の養成及び指導技術の向上に関する事 (4) 国体、その他代表選手の選考に関する事 (5) 普及部及び科学委員会との連絡調整に関する事
	庶務係	(1) 強化部の渉外・庶務に関する事 (2) 強化費補助金の申請、受領及び清算に関する事 (3) 強化部の収支清算に関する事
審判部	庶務係	(1) 公認審判員の登録、名簿作成及び登録料の徴収に関する事 (2) 公認審判員の昇格申請に関する事 (3) 審判部の庶務に関する事
	研修係	(1) 公認審判員の養成及び研修に関する事 (2) 審判技術の指導に関する事
	編成係	(1) 競技会の競技役員編成に関する事 (2) 競技会への競技役員委嘱及び出席に関する事
普及部	普及係	(1) 競技者普及指導及びクラブ育成に関する事 (2) 指導者の養成及び指導技術の向上に関する事 (3) 普及事業の企画及び実施に関する事 (4) 強化部及び科学委員会との連絡調整に関する事
	庶務係	(1) 普及部の渉外・庶務に関する事 (2) 普及費の申請、受領及び清算に関する事 (3) 普及部の収支清算に関する事
記録部	記録係	(1) 記録用紙の準備、保管に関する事 (2) 競技会の記録の整理・保管に関する事 (3) 日本陸連への記録公認申請に関する事 (4) 県十傑表の作成及び広報に関する事
	情報処理係	(1) 競技会の情報処理化に対する指導に関する事 (2) 情報処理機器の活用に関する事
施設部	庶務係	(1) 競技場の調査及び公認に関する事 (2) 道路競走路の調査設定と公認に関する事
	器具係	(1) 競技用具の規定研究と検査に関する事 (2) 競技用具の管理・保管に関する事
女性部		(1) 女性の陸上競技の普及や参加等に関する研究・指導に関する事 (2) 女性審判員の養成や技術の向上等に関する事

【別表 1】 理事及び評議員の構成(第3条関係)

地区(対象市郡)及び協力団体等		理 事	評 議 員
鹿 児 島	(鹿児島市・郡)	1	1
揖 宿	(指 宿 市)	1	
川 辺	(南さつま市・枕崎市・南九州市)	1	
日 置	(いちき串木野市・日置市)	1	
川 薩	(薩摩川内市・さつま町)	1	1
出 水	(阿久根市・出水市・長島町)	1	
伊 佐	(伊 佐 市)	1	
始 良	(霧島市・始良市・湧水町)	1	
曾 於	(曾於市・志布志市・大崎町)	1	1
肝 属	(鹿屋市・垂水市・肝属郡)	1	
熊 毛	(西之表市・熊毛郡)	1	
大 島	(奄美市・大島郡)	1	
県中学校体育連盟陸上競技専門部		1	4
県高等学校体育連盟陸上競技専門部		1	
県実業団陸上競技連盟		1	
県マスタース連盟		1	
学 識 経 験 者		22～24	
代 表 理 事 推 薦 者		0～2	
		40	7

(内規) 1 各加盟団体の評議員は、原則として任期ごとにそれぞれの地区が輪番的に就任するものとする。

2 協力団体の理事は委員長や理事長等とし、評議員はそれらに係る経験者を含むものとする。

【別表 3】 特別委員会(第15条関係)

委員会名	メンバー	研究・審議事項
理事等推薦委員会	副会長・評議員代表 加盟団体理事若干名 学識経験者若干名 監事代表・理事長	理事等の任期満了等に伴う理事等を定時評議員会に推薦するために候補者を選任する。
資格審査委員会	理事長・副理事長・審判部長	(1) 本協会会員の資格審査 (2) S級審判員昇格に関する審査
選考委員会	理事長・副理事長・関係常務理事	(1) 本県代表選手, 監督及びコーチの選考 (2) その他推薦・選考に関する事
栄章委員会	会長・副会長・理事長・副理事長・関係常務理事	(1) 日本陸連が贈与する栄章候補者の推薦 (2) 本協会功労章の贈与候補者の推薦 (3) その他表彰に関する事
医科学委員会	会長が必要と認める者若干名。登録会員外の者も含むことができる。	(1) 競技会の安全管理に関する推進・充実 (2) スポーツ障害の予防に関する広報・啓発 (3) ドーピング防止に関する広報・啓発 (4) 陸上競技の競技力向上等に関する諸研究 (5) 研究成果の還元
女性委員会	理事長が必要と認める者若干名	(1) 女性の陸上競技の普及や参加等に関する研究・指導 (2) 女性審判員の養成や技術の向上

【登録料】(第17条関係)

**競技者** (令6. 3月より)

- ・ 一般 2,000円
- ・ 学生及び高専の4・5年生 600円
- ・ 高校及び高専1・2・3年生 1,050円(クラブ・個人登録を含む)
- ・ 中学生 650円(クラブ・個人登録を含む)
- ・ 小学生 350円
- ・ マスターズ 500円

※ 日本陸連登録料として、小学生、中学生、高校生は500円、社会人、マスターズは1,000円別途必要

**審判員** (令6. 3月より)

- ・ S級、A級、B級 3,500円
- ・ 学生 2,500円
- ・ C 級 0円(但し物品代1,000円徴収)

※ 日本陸連登録料として1,000円別途徴収する(選手登録者は必要なし)。

【分担金】(第18条関係)

各加盟団体の分担金は、1,000円とする。

【還元金】(第19条関係)

- (1) 加盟団体 (昭62. 3. 22)  
審判員1人 100円

- (2) 協力団体 (平10. 3. 21)  
※ ただし、実業団・高体連・中体連とし、競技者登録料の5%とする。

## 鹿児島陸上競技振興基金の設置及び管理規程

### (目的)

第1条 一般財団法人鹿児島陸上競技協会(以下「本協会」という。)は、本県の陸上競技の普及・発展と競技力の向上を図るために、鹿児島県陸上競技振興基金(以下「基金」という。)を設置し、管理することを目的とする。

### (運用及び保管)

第2条 基金に属する現金は、銀行預金その他最も確実かつ有利な方法により、運用及び保管しなければならない。

### (会計処理)

第3条 基金及びそこから生じた果実は、鹿児島陸上競技協会貸借対照表の固定資産の中の特定資産に計上し、経理する。

### (基金活用対象事業)

第4条 基金の運用から生ずる果実をもって、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 競技力向上対策事業

- ・ 将来性のある中・高校生若干名の特別強化
- ・ 指導者の質の向上
- ・ 県外の一流選手や指導者の招聘

#### (2) 普及対策事業

- ・ 県内各地での普及活動
- ・ 地区陸協の組織強化

#### (3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められる事業

### (一般会計への繰り入れ)

第5条 基金から生ずる果実は、必要に応じて理事会の議決を経て、一般会計に繰り入れることができる。

また、基金の元本を取り崩す時は、理事会の議決を得るものとする。

### (責任の所在)

第6条 基金の管理運用及び事業の執行に関しては、常務理事会がその責任を負うものとする。

### (附 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

### (施行期日)

第8条 本規程は、平成19年3月21日から効力を生ずる。

一部改正・施行 平成27年5月9日

# 一般財団法人 鹿児島陸上競技協会栄章規程

## (目的)

第1条 本協会は、本県の陸上競技の発展・充実に顕著な功労や功績等あった個人及び団体(以下「者」という。)に栄章を贈り、その名誉を表彰する。

## (栄章の種類及び対象)

第2条 本協会が授与する栄章の種類及び対象を次のとおり定める。ただし、該当者がいない場合は授与を見送ることができる。

### (1) 功労章

本県陸上競技の振興について20年以上にわたり功労があった者で、個人は4月1日現在で満50歳以上とし、原則として毎年4名以内に授与する。

ただし、日本陸上競技連盟の功労章及び秩父宮章並びに岸記念章典を受章した者は除く。

### (2) 最優秀選手賞

本協会に登録し、当該年度の競技会において、きわめて優秀な成績を収めた個人に授与する。

対象は原則として社会人・大学生1名とし、日本陸上競技連盟の栄章受章者及び候補者は除く。

### (3) 優秀選手賞

本協会に登録し、当該年度の競技会において、優秀な成績を収めた個人に授与する。

対象は、原則として高校生1名とし、日本陸上競技連盟の栄章受章者及び候補者は除く。

### (4) 優秀新人賞

本協会に登録し、当該年度の競技会において、優秀な成績を収めた個人に授与する。

対象は、原則として中学生1名とし、日本陸上競技連盟の栄章受章者及び候補者は除く。

### (5) 県記録樹立賞

本協会に登録し、当該年度の競技会において、県記録を樹立した個人に授与する。

### (6) 優秀指導者賞

本協会に登録し、全国大会等において当該年度に優勝者あるいは複数年にわたって入賞選手を育成し、指導者として顕著な功績のあった個人に授与する。

ただし、表彰は1回限りとし、日本陸上競技連盟の栄章受章者及び候補者は除く。

### (7) 特別賞

特に模範となる功績のあった指導者及び継続的に顕著な成績を収めた選手並びに団体に授与する。

ただし、日本陸上競技連盟の栄章受章者及び候補者並びに団体は除く。

### (8) 感謝状

本協会に浄財を寄付した者、あるいは本協会の事業運営に顕著な貢献をしたと認められる者に対して、感謝状等を贈呈することができる。

## (候補者等の推薦)

第3条 表彰候補者等は、加盟団体及び関係の専門部が、所定の推薦書を添えて推薦する。

## (審査)

第4条 審査員は、本協会定款細則第13条の特別委員会の別表3に基づくものとする。

## (栄章委員会)

第5条 委員長は理事長が務め、会議の議長は審査員の中から互選する。

2 表彰候補者等の中に審査員の親族あるいは関係する団体に所属する者がいたら、当該の審査には入れないこととする。

3 原則として、過去に受賞歴のある者については、同一の賞の対象にはしない。ただし、審査員が特に認める場合はその限りでない。

4 審査の結果については、理事会の承認を経て決定する。

## (表彰)

第6条 表彰は、毎年度鹿児島県陸上競技選手権大会の席上において行う。ただし、特別な理由がある時は臨時に行うことができる。

2 被表彰者には、記念章、楯等を贈与することもできる。

## (附則)

第7条 本規程は、理事会における出席者の過半数の賛成の決議により改廃するものとする。

第8条 本規程は、平成27年5月9日から施行する。

昭和51年3月20日施行の「鹿児島陸上競技協会功労賞規定」及び平成16年4月18日制定の「鹿児島陸上競技協会優秀選手・指導者表彰規定」は廃止する。

令和2年3月20日一部改正。

# 一般財団法人 鹿児島陸上競技協会医科学委員会設置及び運営要綱

## (目的)

第1条 細則第15条に定める特別委員会の医科学委員会は、競技会の安全かつ円滑な運営にあたりとともに、競技力の向上やスポーツ障害の予防等に資する諸研究を行い、その成果を指導者や選手に還元する活動等を推進することを目的とする。

## (組織)

第2条 本委員会は医師や看護師、トレーナー、学識経験者等本協会の事業や活動に理解のある人をもって構成し、3つの部会を設ける。

## (部会及び活動内容並びに担当業務)

第3条 各部会は、次のような活動及び業務並びに研究を推進する。

### 1 医務部

- ・ 競技会運営の安全管理や対策、救急措置、指導等に関すること。
- ・ スポーツ障害の予防に関する指導や広報・啓発の推進に関すること。
- ・ ドーピング防止に関する広報・啓発の推進に関すること。
- ・ その他スポーツ医学に係る活動の推進に関すること。

### 2 トレーナー部

- ・ 競技会運営におけるケアや応急措置等に関すること。
- ・ スポーツ障害の予防に関する指導や広報・啓発の推進に関すること。
- ・ トレーニング効果を高めるトレーナーの取組方策や活動等の研究に関すること。
- ・ その他トレーナーに係る活動の推進に関すること。

### 3 学識経験者部

- ・ スポーツ科学を基礎とした指導法やトレーニング処方の研究及び指導・啓発の推進に関すること。
- ・ 練習や試合における運動心理学を応用した取組の推進に関すること。
- ・ 指導者やコーチなどへのコーチング学の指導・啓発の推進に関すること。
- ・ スポーツ栄養学に基づいたトレーニングの指導・啓発の推進に関すること。
- ・ その他陸上競技の普及・振興や競技力向上に資する各種活動の推進に関すること。

## (運営及び任期)

第4条 本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会議の議長を務め、委員会を代表する。副委員長は委員長不在の時、その代理を務める。また、各部会に部会長を置き、それぞれの担当業務を所掌する。

本委員会の運営は、細則第14条の専門部会運営の規定に準ずるものとする。

また、委員の任期は定款第29条に規定する理事に準じて2年とし、再任を妨げない。

## (連携及び協力)

第5条 各部会は相互に連携を図り、指導者や選手の課題の迅速な解決に努める。また、強化部や普及部等の要請を受けて研究に取り組むとともに、適切・計画的に指導・助言を行い、支援・協力をする。

## (附則)

第6条 本規定は、平成27年5月9日から効力を生ずる。

## 弔慰・見舞いに関する内規

### (趣旨)

第1条 一般財団法人鹿児島陸上競技協会(以下「本協会」という。)の、弔慰及び見舞いに関する内規を設け、当該者に対してその意を表すものとする。

### (死亡)

第2条 本協会登録競技者及び役員が死亡した場合は、次のように対応する。

- (1) 登録競技者及び競技役員が、本協会主催の競技会において死亡した場合、1万円の弔慰金と会長名の弔電を贈る。
- (2) 本協会の役員が死亡した場合、1万5千円～2万円の生花と会長名の弔電を贈る。
- (3) 本協会の役員を務めた方が死亡した場合、会長名で弔電を贈る。

### (傷害・病気)

第3条 本協会の競技役員及び役員が入院した場合は、次のように対応する。

- (1) 競技役員が、本協会の主催する競技会において負傷したり、病気の原因になったりして1か月以上の入院した場合、1万円の見舞金を贈る。
- (2) 本協会の役員が1か月以上の入院をした場合、1万円の見舞金を贈る。

### (前条以外)

第4条 前条の規定以外のできごとについて、会長が必要と認めた場合は、弔慰・見舞いの意を表すことができる。この場合は、事後理事会に報告するものとする。

### (施行期日)

第5条 本規程は、平成21年4月1日から施行する。

一部改正 平成27年5月9日

# 一般財団法人 鹿児島陸上競技協会理事等推薦委員会設置要綱

## (目的)

第1条 定款第1章第25条及び第26条並びに細則第3章第3条に規定する理事等を理事会及び評議員会に提案するにあたり、その候補を選出するために、本委員会を設置する。

## (委員構成)

第2条 委員会の委員は次のとおりとする。

- (1) 副会長
- (2) 評議員代表
- (3) 加盟団体理事代表
- (4) 監事代表
- (5) 学識経験者若干名
- (6) 理事長
- (7) 総務部長

## (議長選出)

第3条 委員長は副会長の中から互選で選出し、議長を務めるとともに、理事会及び評議員会における提案者とする。

## (定足数及び決議)

第4条 委員会は理事長及び総務部長を除く委員の過半数をもって成立し、決議はその過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
2 理事長及び総務部長は、会議の決議に加わることはできない。

## (推薦上の配慮事項)

第6条 当該の理事や役員等の候補を推薦するにあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 本協会の審判員として登録していること。ただし、会長や副会長、顧問等は対象外とする。
- (2) 各種競技会や組織等の運営に献身的に協力していること。
- (3) 中学校や高校等でアスリートの育成・強化に熱心に取り組み、所属長の理解を得られること。
- (4) 陸上競技の普及・振興に理解があり、支援や協力を得られること。
- (5) 公正・公平な言動に配慮し、コンプライアンスの徹底に理解があること。
- (6) 人格・識見共に優れ、協調性があり、人望があること。
- (7) その外、特に協会として協力を依頼したい方であること。

## (会長への報告及び了承)

第7条 理事等の候補については、評議員会に提案する前に、会長に報告し、了承を得るものとする。

## (招集)

第8条 委員会は理事等の改選期の前に、委員長が招集する。ただし、任期途中であっても欠員により業務に支障を来す状況が起き、補充の必要が生じた場合には招集することができる。

## (附則)

第9条 この要綱は平成28年5月7日から施行する。